

令和元年度熊本市入札等監視委員会第1回定例会議 審議概要

開催日時	令和元年8月5日（月）午後1時30分	
開催場所	熊本市役所自転車駐車場 8階会議室	
出席委員	飯村 光敏（公認会計士） 池上 恭子（熊本学園大学商学部教授） 大江 正昭（元熊本学園大学社会福祉学部教授） 林 美貴（（公社）日本建築積算協会理事・九州支部長） 馬場 啓（弁護士）	
審議対象期間	平成30年（2018年）10月1日～平成31年（2019年）3月31日（平成30年度下半期）	
抽出案件	計 15 件	（予定価格又は契約金額が熊本市契約事務取扱規則第14条の2各号に規定する額を超える額の契約の中から委員が抽出したのに関し、審議を行う）
	一般競争入札	10件
	指名競争入札	2件
	随意契約	3件
委員会からの意見・質問及びこれに対する本市の説明	1 入札契約の状況について 質疑なし	
	2 抽出事案について <b>（1）熊本城特別見学通路新築工事</b>	
	【質問】 入札の参加資格の要件で、建築基準法の適用を受けるスパン50m以上の構造を有する建築物の新築工事の施工実績を有することとなっているが、この要件は大型（特殊）の建築実績を求めて、要件を狭めているものなのか、それとも一般的な参加資格要件なのか。	
	【回答】 普通の建物では、柱は10m未満のスパンで建っているものが一般的となっている。今回の工事は、城内の高低差がある箇所等に、トラス状で柱がない大きなスパンの鉄骨の構造物を造るというもので、相応の技術力が求められることから、この条件をつけたところである。	
【質問】 そういう特殊性から応札した企業が1者しかなかったというのか。		
【回答】 その通りである。		
【質問】 JV参加企業の中で以前倒産したものがあるが、参加資格について、熊本市の審査会で審議がなされたもので間違いはないか。		
【回答】 審査会で入札参加資格等の確認を行っており、間違いなく審査要件を満たしている。また、年間の業者登録の際に、国の審査		

<p>委員会からの 意見・質問及び これに対する 本市の説明</p>	<p>を受けた通知、建設業の許可、決算状況の書類等の審査も行っている。</p> <p><b>(2) 宅地耐震化推進事業(拡充)対策工事(その23)【余裕工期あり】</b> 質疑無し</p> <p><b>(3) 託麻東小学校第19-1棟昇降口改修工事</b> 質疑無し</p> <p><b>(4) 下水道災害復旧工事(第92号)その6【総合評価方式】【余裕工期あり】</b> 質疑無し</p> <p><b>(1)～(4) 共通</b></p> <p>〔質問〕 入札状況調書に記載されている落札、辞退、失格、無効等の用語の説明について。</p> <p>【回答】 工事契約課での入札は電子入札で行っており、辞退とは、辞退の札を入れられた方、失格とは最低制限価格を下回る金額の札を入れられた方となる。最低制限価格とは、安すぎる価格であるとダンピングではないのか、安定した工事が出来ないのではないか、というラインとなるものである。無効は、工事の入札は1日に20件から30件あり、入札の順番は予定価格の高い順で、業種ごとに行っており、同じ日に2件の落札は出来ないこととなっているため、先に予定価格が高い案件を落札すると、その日に行われる入札には参加出来なくなることから、無効となる。棄権とは、開札までに辞退の札も、金額を入れた札も入れなかった方である。</p> <p>〔質問〕 参加者が少ない、辞退や棄権が多いというのは予定価格が低過ぎるからということはないのか。また、あまり予定価格が低いと、安全な工事が行えないということはないのか。</p> <p>【回答】 工事の設計については、単価表等を用いて適正に行っていると考えている。一方で、熊本地震前は入札が不調となったものは2.5%程度だったが、熊本地震後は20%から30%となっており、工事は公共工事だけではなく、民間の工事もある中、業者や技術者が不足している現状も背景としてあると考えられる。そのため、業者も公共工事に参加したくても参加できない状況があり、その状況が落ち着いてくれば改善するのではないかと思われる。</p> <p>〔質問〕 平成30年度の下半期において不調、不落の率について。</p> <p>【回答】 平成30年度は18%、平成29年度は31.7%、平成28</p>
--	--

<p>委員会からの 意見・質問及び これに対する 本市の説明</p>	<p>年度は24.7%である。</p> <p>【質問】平成28年度から比べると改善しているが、地震前の状況とはまだかけ離れている状況ということか。</p> <p>【回答】その通りである。</p> <p>【質問】地震の影響ということだが、民間の工事の方が業者にとって条件がいいから公共工事の申し込みが減っているということはないのか。</p> <p>【回答】工事の需要の方が多く、供給が追い付いていないと考えている。</p> <p><b>(5) 桜町・花畑地区オープンスペース実施設計業務委託</b></p> <p><b>【総合評価方式】</b></p> <p>【質問】落札金額が履行確実性評価価格を下回っていて、落札率が75%となっているが、その点は特に問題ないのか。</p> <p>【回答】一般競争入札では最低制限価格を下回れば失格としているが、総合評価方式では、価格と品質の両方を総合的にみるため、履行確実性評価価格を下回っていても即失格扱いとはしていない。ここで2者3者と入ってくれば競争性が働いて、履行確実性評価価格より上の価格であったり、極端に履行確実性評価価格より下回っていたりすると、点数が低くなる。1者の場合は適正であるか疑問視されることもあるが、これが2者3者となれば、履行確実性評価価格の前後で競争性が働く。一方で、決まった業者については市から監督員がつくため、確実な業務が行われているのか、品質が確保されているのかその都度確認している。</p> <p>【質問】履行確実性評価価格を下回っていた場合でも会社の技術力が高ければクリアできるということなのか、監督員がつくということだが、それなら最低制限価格も必要ないという話にはならないのか。</p> <p>【回答】履行確実性評価価格の計算は最低制限価格と同じだが、あまり安くなると品質の問題がでてくるということで、金額のみの競争の場合は最低制限価格を設定している。総合評価方式の場合はここを履行確実性評価価格という定め方をされていて、この金額より低いと評価点が下がってくるという仕組みをとっている。品質面では心配となるが、技術的な評価が高ければそれもクリアできるという考え方で、評価点は下がるものの、失格ではないということで、導入している制度である。業者は事前に何社参加するのかわからないため、闇雲に低い価格を設定す</p>
--	---

委員会からの  
意見・質問及び  
これに対する  
本市の説明

ると、当然競争に勝てないという状態となってくるので、そう  
いったところを考えてこの制度を運用している。また、監督員  
をつければ最低制限価格もいらぬのではないかということだ  
が、一定の金額を超えてしまうと、そこには無理が生じてくる  
ということで定めてあるのが最低制限価格であり、それを定め  
た上で、監督しながら、最後は検査をするという形で品質を確  
保しているというのが、現在のやり方となっている。

#### **(4)～(5) 共通**

〔質問〕 1者しか入札者がいない結果となっているが、参加者が1者し  
かない場合、総合評価方式は機能しないと考えてよいか。ま  
た、入札の金額が予定価格を超えないもので、最低制限の価格  
を上回るものであれば、その業者の総合評価としての評価は結  
果として比較の対象とならないのではないか。

【回答】 今回は1者だったが、2者3者となれば、金額等も変わって  
くる。応札する業者は事前に何社申請があるのかということは分  
からない中で金額を入れており、参加資格の審査の中で選ば  
れる業者というのは、熊本市にとって評価できる業者であるため、  
機能していると判断している。

〔質問〕 総合評価方式は金額と会社としての評価を掛け合わせたものが  
当落の判断基準となる方式だが、1者しか参加がないと比較す  
る業者がないため、結局金額だけで決まってしまうと考えられ  
る。

【回答】 総合評価方式の入札では価格と品質を総合的に評価し、より優  
れた業者を落札決定するというので、1者の場合は、評価は  
出来るものの、比較が出来ないということになる。評価を行っ  
た上で落札決定を行っており、基準は満たしていて、入札時に  
加点が出来る状況にはあることから、その意味では機能をして  
いると考えている。

#### **(6) 熊本市公共下水道災害復旧工事詳細設計修正業務委託**

##### **(第8509号)**

質疑無し

#### **(7) 東区画図町下無田822番付近φ50耗配水管布設工事**

質疑無し

#### **(8) 熊本市庁舎昇降機設備保守点検業務委託【債務負担行為】**

〔質問〕 熊本市工事等競争入札参加者選定等審査会で随意契約の相手方  
の承認の審査を行っていると思うが、それは熊本市の中に設置

委員会からの  
意見・質問及び  
これに対する  
本市の説明

されている審査会ということか。

**【回答】** 審査会の委員はすべて市の職員で、工事等に関係ある局の部長が委員となっている。その中でこの案件は随意契約が妥当であるか、この業者でいいのかといったところを審査している。

**〔質問〕** 随意契約の場合、1回取った業者が、来年も再来年も継続して、既得権という形になる。それを防ぐために入札制度があると思いが、例えば審査会で外部の委員が入るということはあるのか。

**【回答】** 審査会の委員については、市の職員13名で、3週間に1回開いている。基本は競争入札で行っているが、どうしても競争入札ではなく随意契約でという案件についてのみ、審査会で了承を得ているというところである。

**〔質問〕** エレベーターのプログラムで、メンテナンスはプログラムを作った業者でなければできないと思うが、機器を設置した業者以外に頼む可能性があるのか。それが殆どないということであれば、もともとメンテナンスを込みで競争をさせて、そこで価格を出してもらって決めた方が合理的ではないか。1回エレベーターを買ってしまえば、プログラムについてはそのまま随意契約を行うということになる危険性があるのではないか。

**【回答】** 本庁舎の昇降機は群管理システムとなっており、例えば4台あったとして、ボタンを押した時に一番近いエレベーターが来るという制御を行っている。1台だけのエレベーターの場合、エレベーターの保守を専門にするメーカー、作っているところとは違うメーカーもあるので、そういったところでやっているものもある。ただ、今回はプログラムが絡んでいるため、随意契約を行っている。

**〔質問〕** プログラムが必要ないエレベーター、複数を同時に動かすエレベーターというのは、事前に分かっているものであるもので、当初の段階でメンテナンスを含めたところで、金額を出してもらって入札するという事は難しいのか。

**【回答】** おっしゃるとおり、物によっては、最初の作りこみから将来のメンテナンスに渡って、まとめて発注している案件も出てきている。ただ、本庁舎の昇降機の場合は元々建てたときが古く、建てた当時にあったスペースをそのまま継続して使わなければならなかったということもあり、その点で競争が行えなかったことから、こういう形になっておいる。単独の例えば公民館等のエレベーターについては入札を行っており、数的には多い状

況である。15件の案件があったが、随意契約は2件で他は入札を行っているところである。また、審査会について、熊本市工事等競争入札参加者選定等審査会に関する訓令に委員について定めており、その審査会で、原課から上がってきた案件の随意契約の理由を、契約部門で協議をして、基本的には競争入札をするというスタンスだが、随意契約でなければ契約が出来ないものについては随意契約を行っているところである。

**(9) 熊本市情報ネットワークシステムクラウド接続 (ExpressRoute 他) サービス【長期継続契約】**

質疑無し

**(10) 2019年度(平成31年度)国民健康保険に係る診療報酬明細書等点検・集計等業務委託【債務負担行為】**

〔質問〕(株)日本医事保険教育協会が落札しているが、ここがずっと落札しているのか。

〔回答〕総合評価方式での入札は今回が初めてだが、これまでは一般競争入札を行っており、この業者が落札をしている。

**(11) 道路照明灯一括LED化事業業務委託【債務負担行為】**

〔質問〕肥後あかりプロジェクト共同企業体について、どういう会社が入っているのか。

〔回答〕代表者がNTTファイナンス株式会社南九州支店、その他の構成員として、株式会社SYSKEN、肥銀リース株式会社、国際航業株式会社で構成されている。

**(12) 東部浄化センター運転管理業務委託【債務負担行為】**

〔質問〕価格評価点が1となっていることについて

〔回答〕入札状況調書の一番下の欄に価格評価点の算定の数式を示しており、限りなく予定価格に近づくと、評価点が低くなるようになっているため、1となっている。

**(13) 中央公民館スタッキングチェア【債務負担行為】**

質疑無し

**(14) 【単価契約】オレンジパッチ**

〔質問〕オレンジパッチ以外の補修材はないのか。

〔回答〕他にも、エムコール、スーパーパッチ、エースパッチ等多数ある。ただ、その中で揮発性有機溶剤の代わりに無害な柑橘系果皮オイルを使用している物品がこの物品のみとなっており、自然に優しい製品を選んでいるところである。なお、他の補修材として、シンレキ工業株式会社製のエムコールについても単価

	<p>契約を行っている。</p> <p><b>(15) 電車車両液晶表示器更新作業</b></p> <p>質疑無し</p> <p>3 低入札価格調査運用状況について 該当なし</p> <p>4 指名停止等運用状況について 質疑無し</p> <p>5 談合情報対応状況について 該当なし</p> <p>6 苦情処理状況について 該当なし</p> <p>7 入札及び契約手続きに関するその他の対応状況について 該当なし</p>
<p>委員会による意見の具申・勧告</p>	<p>特段の意見、具申及び勧告はなかった。</p>